

## 桶川市スポーツ功労顕彰の被顕彰資格等について

桶川市スポーツ功労顕彰要綱（平成24年桶川市告示第223号。以下「要綱」という。）に基づく桶川市スポーツ功労顕彰については、次のとおり行うものとする。

### 被顕彰資格

要綱第2条各号に規定するスポーツ大会は、次のとおりとする。

区 分	対 象 者
小学生	県民総合体育大会競技部門の優勝者 関東大会出場者 全国大会出場者
中学生	県民総合体育大会競技部門の優勝者 学校体育大会競技部門の優勝者 県選手権大会及び新人戦の優勝者 関東大会・関東選手権の出場者 全国大会出場者
高校生	県民総合体育大会競技部門の優勝者 学校体育大会競技部門の優勝者 県選手権大会及び新人戦の優勝者 関東大会・関東選手権の出場者 全国大会出場者
大学生	県選手権の優勝者 関東大会・関東選手権の出場者 全国大会出場者
一 般	県民総合体育大会競技部門・県選手権の優勝者 関東大会出場者 全国大会出場者

全 体	国又は地方公共団体が主催し、共催し、後援し、又は協賛している全都道府県又は全国を対象とした大会の優勝者
-----	---

備考

- (1) 要綱第 1 条に規定するスポーツ大会とは、各省庁又は日本体育協会加盟団体が主催する競技大会であって、県大会等の予選又は標準記録を経て出場するものをいう。
- (2) 複数のスポーツ大会において被顕彰資格を有する場合には、上位の受賞に対して顕彰するものとする。
- (3) 団体表彰においては、団体に対して表彰する他、その団体を構成する個人に対しても顕彰するものとする。